

目次

1 養成施設情報（福祉系高校等に関する情報）

- （1）養成施設名称、養成施設の住所・連絡先
- （2）養成施設代表者氏名（福祉系高校等の校長の氏名）
- （3）養成施設の開設年月日
- （4）福祉科の学び（学則等）
- （5）施設、図書館（蔵所数を含む）等の設備の概要

2 養成課程情報

- （1）養成課程のスケジュール（教育課程）
- （2）定員
- （3）入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）
- （4）費用
- （5）教員数
- （6）教材
- （7）介護実習施設等の名称、住所、事業内容
- （8）介護実習の内容・特徴

3 実績情報

- （1）卒業者の延べ人数
- （2）卒業者の進路の状況

1 養成施設情報（福祉系高校等に関する情報）

(1) 養成施設名称、養成施設の住所・連絡先

静岡県立富士宮東高等学校 福祉科

静岡県富士宮市 1 2 3 4

TEL 0544-26-4177

FAX 0544-26-0007

(2) 養成施設代表者氏名（福祉系高校等の校長の氏名）

鈴木 香

(3) 養成施設の開設年月日

平成 14 年 4 月 1 日

(4) 福祉科の学び（学則等）

静岡県立富士宮東高等学校福祉科に関する規程

(設置目的)

第 1 条 教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

また、一人ひとりの個性の伸長と学力の向上を図り、現代社会に求められる有為な人材を育成することを目的とする。

(名称、位置、課程、生徒定員及び学級数)

第 2 条 高等学校の名称、位置、課程、学科及び生徒定員は、別表第 1 のとおりとする。

別表第 1

静岡県立富士宮東高等学校の名称、位置、課程、学科及び生徒定員

名称	位置	課程	学科	生徒定員	学級数
静岡県立富士宮東高等学校	静岡県富士宮市 小泉 1234 番地	全日制	福祉科	120 名	各学年 (1)

(修業年限)

第 3 条 高等学校の修業年限は 3 年とする。

(養成課程及び履修方法)

第4条 介護福祉士国家試験受験資格取得のため「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号（別表第5）に定める養成課程をおくこととする。

別表第5

	教科	科目	単位数
高等学校（専攻科及び別科を除く。）	福祉	社会福祉基礎	4
		介護福祉基礎	5
		コミュニケーション技術	2
		生活支援技術	10
		介護過程	4
		介護総合演習	3
		介護実習	13
		こころとからだの理解	8
	公民、数学、理科又は家庭	人間と社会に関する選択科目	4
合 計			53

備考 各科目の単位数は、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算するものとする。

- 2 生徒は、本校の定める教育課程の全教科科目を履修しなければならない。
 ※専門科目が25単位以上認定され、かつ認定単位数の合計が89単位以上で卒業可。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を、次の3学期に分ける。

- 3学期制 第1学期 4月1日から8月31日まで
 第2学期 9月1日から12月31日まで
 第3学期 1月1日から3月31日まで

- 2 校長は前項の規定により定めた学期制を、静岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届けなければならない。各学期の期間を変更した場合も同様とする。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 (2) 日曜日
 (3) 土曜日
 (4) 学年始休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期

間

(5) 夏期休業日 7月20日から9月20日までの間において校長が定める期間

(6) 冬季休業日 12月20日から翌年1月20日までの間において校長が定める期間

(7) 学年末休業日 3月21日から3月31日までの間において校長が定める期間

(8) 静岡県富士山の日条例（平成21年静岡県条例第72号）に規定する富士山の日

(9) その他校長が必要と認めた休業日

2 前項第9号の規定により休業日を設けようとするときは、校長は、その期間及び理由を記し、教育委員会に届けなければならない。

(入学時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学を許可することができる。

(入学資格)

第9条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学者の選考)

第10条 入学志願者に対しては、入学者の選抜を行う。

2 入学者の選抜方法については、教育委員会が定め、毎年あらかじめこれを告示する。

(入学手続き)

第11条 入学を許可された者は、保護者と連署した誓約書を校長に提出しなければならない。

(退学)

第12条 退学しようとする者は、保護者と連署した退学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。

(休学)

第13条 病気又は止むを得ない理由によって休学しようとする者は、保護者と連署した休学願に、医師の診断書又は理由を証するに足る書類を添えて校長に願い出ることができる。

2 校長は、3月以上1年以内の期間で、休学を許可することができる。

3 休学の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、校長の許可を得なければならない。

(復学)

第 14 条 休学中の者が復学しようとするときは、保護者と連署した復学願を、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合は理由書を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(卒業)

第 15 条 各学年の課程の修了又は卒業は、平素の成績を評価し、所定の単位を修得したもので、特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められるものについて、校長が、これを認定する。

2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第 5 条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、各学年の課程の修了又は卒業を認定することができる。

(成績考査)

第 16 条 定期テストは、1・2 学期の中間・期末テスト、3 学期の学年末テストとする。

2 学期末の欠点者は、適当な指導期間において、1 回に限り追テストを受けることができる。

3 追認定テストは、1・2 年生は年度内に 1 回に限り実施する。3 年生は卒業式までに 2 回を限度として実施する。

(履修の認定)

第 17 条 当該教科・科目目標に到達するために前向きに教科・科目の活動に参加し、科目の出席時間数が学習指導要領に定める時間数の 4 分の 3 を満たす者に「履修」を認める。ただし、時間数の 4 分の 3 を満たさない者でやむを得ない事由がある場合には、時間数の 3 分の 2 を満たす者に「履修」を認める。

2 「介護実習」においては、出席時間数が学校指定規則に定める時間数の 5 分の 4 を満たさない者は、介護福祉士国家試験受験資格としての「履修」を認めない。

(入学検定料、入学金、授業料及び実習費等)

第 18 条 入学検定料、入学金等は、静岡県立学校授業料等徴収条例(昭和 38 年静岡県条例第 23 号)に定めるところにより納入しなければならない。

2 実習に掛かる費用は、福祉科予納金にて徴収する。また、「介護実習」に必要な交通費は自己負担とする。

(教職員の組織)

第 19 条 高等学校に、校長、副校長、教頭、教諭、講師、養護教諭、実習助手、事務職員及び技術職員を置く。

(賞罰)

第 20 条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することができる。

2 教育上必要があると認めたときは、校長及び教員は、生徒に懲戒を加える

ことができる。

3 懲戒のうち、退学、停学、及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

令和7年4月1日 改定

(5) 施設、図書館（蔵所数を含む）等の設備の概要

実習用モデル人形	3 体	視聴覚機器 (TV、DVD・Blu-ray レコーダ	
人体骨格模型	1 体	一、プロジェクタ、プリンタ、パソコン)	34 器
成人用ベッド	12 床	障害者用調理器具・食器類	30 台
移動用リフト	1 台	和式布団一式	1 式
スライディングボード・マット	各 6 台	吸引装置一式	12 式
車いす	22 台	経管栄養用具一式	12 式
簡易浴槽 (硬質)	1 槽	処置台又はワゴン	12 台
ストレッチャー	2 個	吸引訓練モデル	12 体
排せつ用具 ポータブル	11 個	経管栄養訓練モデル	12 体
尿器	11 個	心肺蘇生訓練用器財一式	1 式
歩行補助つえ	22 本	人体解剖模型	1 体
盲人安全つえ	25 本		

2 養成課程情報

(1) 養成課程のスケジュール (教育課程)

[本校ホームページ参照](#)

(2) 定員

1 養成施設情報 (福祉系高校等に関する情報) (4) 福祉科での学び参照

(3) 入学までの流れ (募集、申し込み、資料請求先)

[静岡県ホームページ参照](#)

(4) 費用

教科書代、ユニフォーム代、施設での介護実習に関する検査代・交通費等

※交通費については実費負担とし、その他の詳細は[本校ホームページ参照](#)

(5) 教員数

福祉科 8名

(6) 教材

文部科学省検定済教科書 社会福祉基礎・介護福祉基礎・コミュニケーション技術・介護過程・生活支援技術・こころとからだの理解 (実教出版)

新・介護福祉士養成講座（中央法規）

（７）介護実習施設等の名称、住所、事業内容

別ファイル参照

（８）介護実習の内容・特徴

別ファイル参照

３ 実績情報

（１）卒業者の延べ人数

689名（平成16年～令和6年度）

（２）卒業者の進路の状況

区分		進路																				
		年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	
進 学	大	福祉系	5	3	5	5	2	6	2	2	4	1	4	1	4	2	3	3	1	4	4	
		児童系		1		1	2							2							1	
		看護医療系					2		2		1		2	1	1	2		2	1	2		
		その他		1				2		1				1				2				
	短大	福祉系	1		1		1		1				1									
		看護系	1			1	1		1	1		1						1				
		保育系	2	3	1	1	1		1		3		1	2	1		1		1			
		栄養系	1	1				2	1	1	2	1				1	2				1	
		その他		1		1			1	1	1		1		1							
	専門学校	福祉系	1	1	2			1		1						1						
		医療系	1	6	6	7	5	4	2	5	4	5	6	4	6	4	4	4	4	3	5	2
		看護系	6	3	4	5	6	6	1	4	6	7	7	4	3	9	5	6	8	7	4	
		保育系	1						1	2	1					1					2	
		栄養系	1				2					1		1				1				
		その他	3	5	3	2	1	2	1	2	1	2	2	8	2	3	3		2	6	3	
		計	23	25	22	23	23	23	14	20	23	18	24	24	18	23	18	19	16	28	13	
	就職	福祉系	13	7	5	7	8	7	5	14	10	6	12	15	14	12	13	5	14	12	5	
		その他	3	6	2	9	5	1	3	4	6	2	2	1	5	2	0	4	2	2	1	
		計	16	13	7	16	13	8	8	18	16	8	14	16	19	14	13	9	16	14	6	

区 分		進路		
		年度	R 5	R 6
進 学	四 大	福祉系	3	3
		児童系		1
		看護医療系	6	
		その他		
	短 大	福祉系		1
		看護系		
		保育系	1	2
		栄養系		
		その他		
	専 門 学 校	福祉系		
		医療系	1	2
		看護系	1	8
		保育系		
		栄養系		
		その他		2
計		12	19	
就 職	福祉系	4	5	
	その他	5	3	
	計	9	8	